

意見交換会における意見への対応について
(整備計画原案たたき台関係)

意見交換会 (H23.11.28)における意見への対応について

NO.	発言委員	該当ページ		内容	意見交換会での対応	対応状況
		前回	今回			
＜資料2-1高規格堤防に関する記述について＞への意見						
1	井上委員長	資料2-1 P4	-	所管が違うと思うが海岸堤防の状況をお知らせ頂きたい。	海岸堤防については検討会の提言に組み込まれていないが、今回の東日本大震災の状況を踏まえると河川堤防と海岸堤防の連続性が重要であると考えている。海岸堤防との調整もしていきたい。	資料3-1 補足説明資料①
2	黒田委員	資料2-1 P8	-	高規格堤防の整備について、全国的な進捗状況はどうなっているのか。大和川で2.63kmが完了したことになるが、全体の距離と予算を教えてください。	高規格堤防の全国的な進捗状況については資料を持ち合わせていないため大和川について説明させて頂くが、全整備区間は43.6km、完成地域が2.63kmで整備率は6%、事業中箇所は5箇所ですと5.99kmで率としては13.7%、これらを全てを合わせると8.62kmで約20%を実施しているというようになる。	資料3-1 補足説明資料①
3	黒田委員	資料2-1 P8	-	また、矢田地区0.07kmが完成となっているが、貨物線のところはまだ埋められておらず高規格堤防の強度から考えると“完了”としていることに疑問がある。	矢田地区のJR阪和貨物線については、赤丸の④、JR阪和貨物線地区という事業箇所に含まれており、青丸の③の矢田地区としては完了しているということで説明させて頂いた。	資料3-1 補足説明資料①
4	黒田委員	資料2-1 P8	-	地元では一体化した整備という考えから、赤丸①で示した阪高和大和川線地区が、高規格堤防事業の継続になるうわさがあり、土地の移転問題などが住民の間で議論されていると聞いている。この地区はある程度移転も完了しており、いづれ継続等の見直しについて住民説明がおこなわれるのか。	阪高和大和川線地区は、現在事業中箇所であるが、次年度以降継続されるかどうか現在はまだわからない状況である。平成23年については、阪神高速との一体的な整備費用、下水事業の移転費用、既に移転した保育所跡の盛土費用に予算を頂き事業を継続しているが、まちづくりについては進めていくということがまだ決まっていない。住民説明は、事業区間として決まってからになると思う。	高規格堤防の見直しに関する検討会の結果を受け、整備計画原案(たたき台)を修正する。【巻末参照】
5	黒田委員	資料2-1 P8	-	大和川下流部右岸のゼロメートル地帯(地区、大和川と書いてある「大」というあたり)は、住宅が密集しスーパー堤防の計画は出来にくいと思うが、どのように検討されたのか説明願いたい。	右岸側は重点整備区間に位置付けられているが、今後20年なり30年の河川整備計画の中に事業として入れていない。また、具体的な整備箇所については、『高規格堤防の見直しに関する検討会』からの提言を踏まえ現在検討中というところである。	
6	黒田委員	資料2-1 P8	-	大阪市が発行している大和川の決壊を想定したハザードマップにもゼロメートル地帯が出ており、大阪市との協議で考えていかないと難しい問題が相当出てくると思う。12月末に整備箇所を出すと言うが、大和川河川事務所として、候補地として右岸側一連区間を推進する考えがあるのかということを知りたい。	検討会におけるゼロメートル地帯についての提言を踏まえた答えを出すものと考えている。大和川河川事務所でも検討についてはしっかり進めていきたいと考えている。現時点では国土交通省の考えがまともでない段階であり、答えが出れば、速やかに大阪市や関係自治体と協議をさせて頂きたいと考えている。	
7	黒田委員	資料2-1 P19	-	資料2-1、p19の「高規格堤防の抜本的見直しについて(とりまとめ概要)」と参考資料-1「高規格堤防整備の抜本的見直しについて(とりまとめ)」は、文章はよく似ているが少し違うようである。これらの扱いについてはどう考えるのか。	参考資料-1の「高規格堤防整備の抜本的見直しについて(とりまとめ)」は、国土交通省が8月11日に記者発表したものであり、委員にも全容を見て頂くために参考資料として配付したものである。	-
＜資料2-3前回委員会における意見への対応について 補足説明資料＞への意見						
8	黒田委員	資料2-3 P1～3	資料3-3	前回委員会では、河口部の両面海に面している堤防区間が暫定堤防になっていると説明を受けている。資料2-3のp1では、計画断面に達していないところを暫定堤防区間と説明している。その場合、暫定堤防区間の右岸は大阪市もあることから、特に暫定堤防の問題を入れて検討して頂くことを要請しておく。 資料2-3のp2に津波の最大水位としてT.P.+3.41mとあるが、この前提が問題でないか。高知県では津波の高さを20mに修正したと報道されている。和歌山の紀三井寺地域でも6mではだめでもっと上の方に逃げるようハザードマップを修正することになっている。津波の最大水位を再検討する必要があると思っている。 資料2-3のp3で構造物の照査指針が出ているが、東日本大震災では70cm地盤が沈下し、位置が太平洋側の東南東に5.3mずれている。このような想定外的な状況を加味して照査されたかどうか次回委員会で説明して頂きたい。	次回委員会で説明させて頂く。	補足説明資料②
＜資料2-4亀の瀬地すべり対策工事について＞への意見						
9	黒田委員	資料2-4 P4	-	亀の瀬について、大阪府や柏原市へ管理を移行すると思うがいつの予定か。資料2-4のp4に亀の瀬の小学生向けの副読本を作る事が書いてあるが、いつ頃の程度の規模で刊行を予定しているのか。	亀の瀬の府県もしくは柏原市への移管は今現在協議中の段階で、今後どのように管理していくかは調整中である。今時点ではいつからと確定したものはない。また、副読本はこのイメージのものが作成済みである。	-
＜資料2-5大和川水系河川整備計画原案(たたき台)＞への意見						
10	井上委員長	-	-	タイと同じような洪水が日本で即起こることは考えにくいですが、タイの洪水が本省の判断に影響を与える可能性があるか。	タイの洪水や東日本大震災も含めて近年発生していなかった大災害が起きていることも踏まえて本省で議論されるものと思っている。これに関しては流域委員会の中で議論ができる部分であり、川ごとに検討していけばよいと考えている。	-

意見交換会 (H23.11.28)における意見への対応について

NO.	発言委員	該当ページ		内容	意見交換会での対応	対応状況
		前回	今回			
11	小松委員	資料2-5 P1-5	資料3-4 P1-5	伝仁徳陵について、仁徳陵と表現するのは譲るとして資料2-5のp1-5で仁徳天皇陵古墳とあるが“陵”と“古墳”がだぶる表現はおかしいので“古墳”の文字を削除して頂きたい。	—	ご意見および宮内庁資料等を踏まえ、「大山古墳(仁徳天皇陵)」とする。
12	中川委員	資料2-5 P4-13 P4-24	資料3-3 資料3-4 P3-8 P4-24 資料4-4 P20～ P21	資料2-5のp4-13の超過洪水対策は、柏原から下流の部分について高規格堤防のことがそれなりに記述されているが、上流側の奈良県において超過洪水対策についての記述がほとんどない点気になる。想定外と言われるような洪水、外力が起きても想定外と言えないような対応をしておく。おそらくソフト対策になると思うが書けるところがあれば書いて頂きたい。それと、資料2-15のp4-24の危機管理に関する事項は、通常の記述になっているが、東日本大震災を踏まえて超過外力に対する危機管理について記述する必要があると思う。	ご指摘を踏まえて検討する。	ご意見を踏まえ、以下のように本文を修正する。 3.4.4危機管理対策の目標 「河川整備のハード対策に加え、近年の記録的な集中豪雨による洪水被害の頻発や、東日本大震災等を踏まえれば、今後も治水施設の能力を上回る洪水が起こりうるという基本的な認識のもと、自助・共助・公助の機能を強化するための流域全体にわたるソフト対策を行う。」 4.2.4危機管理に関する事項 「洪水発生時の自助・共助・公助の機能強化、治水施設の能力を上回る洪水に対する被害の最小化、平常時からの水難事故の防止等の観点から危機管理体制を構築する。」 また、以下のように概要版を修正する。 安全で快適な質の高い川づくりに向け 「河川や地域の特性を踏まえた「河川維持管理計画」をつくり、調査・点検を実施し、状況把握・診断を加え維持・補修を行った結果を評価し次年度へ反映する「サイクル型維持管理体系」をつくっていきます。また、近年の洪水被害の頻発や東日本大震災等を踏まえ、今後も治水施設の能力を上回る洪水が起こりうるという認識のもと、自助・共助・公助の機能強化を目指し、流域全体においてソフト対策を行います。」 補足説明資料③

意見照会 (H24.01.06)における意見への対応について

NO.	発言委員	該当ページ		内容	意見交換会での対応	対応状況
		前回	今回			
<資料2-5大和川水系河川整備計画原案(たたき台)>への意見						
13	仲川委員	資料2-5	資料3-3 資料3-4 P3-8 P4-24	たたき台に ①下流部 ・津波、洪水、地震 ②中流部 ・土砂ダム、洪水、地震 ③上流部 ・洪水、地震(山間部土砂ダム) ④危機管理・災害総合管理 の大災害が相乗的に発生した場合を想定して、今流行の「想定外の災害が発生した場合」という代表文章のまとめで適宜追加していただきたい。	—	NO.8、NO.12と同様
14	小松委員	資料2-5 P1-5	資料3-4 P1-5	(仁徳天皇陵古墳)	—	No.11と同様
15	小松委員	資料2-5 P1-15	資料3-4 P1-5	施行中の深礎工の写りがやはりわからない。無理に掲載しなくてもよいのではないか？ むしろ、右上の地すべりの2枚の写真が重要なので、大きく載せていただいたいのではないか。	—	ご意見を踏まえ、昭和6～7年および昭和42年に発生した地すべりによる被害の写真を大きくする。
16	小松委員	資料2-5 P4-33	資料3-4 P4-33	(2)サイトミュージアム構想 「亀の瀬資料すべり料館の運営や資料を充実させるとともに、流域各地でサイトミュージアム実現への条件や可能性を検討する。」など、書ける範囲で方向性を記載願います。	—	ご意見を踏まえ、以下のように修正する。 「このため、既存施設である亀の瀬資料すべり資料室の内容を充実させるとともに、大和川の治水、利水、環境、歴史・文化等を沿川で学ぶことができるサイトミュージアム構想の検討を実施し、において、史料の収集・保存や資料・パネルの作成、会場の確保や展示・説明の実施等について、市民団体や歴史、文化、観光やデザイン等の学識経験者、教育・研究機関等との連携・協働によるし、構想の実現に向けた取り組みを進める。」

高規格堤防の見直しに関する検討会の結果を受けての対応について

NO.	発言委員	該当ページ		内容	対応状況
		前回	今回		
17		-	資料3-4 P1-15 P2-2 P3-7 P4-13 P4-14 P4-27	高規格堤防の見直しに関する検討会の結果を受け、整備計画原案(たたき台)を修正する。	<p>高規格堤防の見直しに関する検討会の結果を受け、整備計画原案(たたき台)を、以下のように修正する。</p> <p>1.6.3 改修の経緯 「昭和62年(1987年)から、人口や資産、社会経済活動の中枢機能が集中している大阪府域約47.6km(両岸)において、計画規模を上回る洪水が発生した場合でも堤防決壊による甚大な被害下流部の都市域を超過洪水による壊滅的被害から守る目的で、沿川自治体と連携しながら、順次、高規格堤防の整備を進めている。」</p> <p>2.1.1 洪水の安全な流下 「高規格堤防は、計画の規模を上回る洪水が発生した場合でも堤防破堤による甚大な被害を起こさないことを目的とし、昭和62年(1987年)より沿川地域のまちづくりや土地利用転換にあわせて一体的に整備を行っている。整備状況は、完成地区の延長が0.62km、暫定完成地区が1.91kmとなっている(平成23年 2012年 3月現在)。なお、事業中地区として阪高大和川線地区の3.1km区間で整備を行っている。」</p> <p>3.4.3 超過洪水対策の目標 「今後も治水施設の能力を超える洪水が起こり得るとの基本的な認識のもと、ハード対策としては、下流部において人口、資産が高密度に密集していることに鑑み、計画を上回る規模の洪水に対しても、壊滅的な被害を未然に防止する高規格堤防の整備を行う。」 東日本大震災を踏まえれば、計画規模を上回る洪水に対しても、人命を守ることを第一に対応することが重要である。高規格堤防は超過洪水に対しても決壊しない堤防であり、また、まちづくり事業と一体となって、地域住民の人命を守る安全で良好な住環境を形成するとともに、河川から離れた地域の安全度も高めるものである。 このようなことから、人命を守るということを最重視し、そのために必要な区間として人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間において高規格堤防を整備する。」</p> <p>4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 (3) 超過洪水対策 「高規格堤防は、計画高水位を越える洪水や堤防を越水する洪水に対する安全性を高めるものである。高規格堤防の整備区間は表4.6とし、整備に当たっては、淀川と大和川に挟まれた政令指定都市である大阪市の中核部及び堺市の中核部を防御する堤防の区間を重点整備区間とし、実施に向けて調整を進める。」 —現在整備中の阪高大和川線(一体整備)地区、阪高大和川線(常磐町)地区、天美西地区、JR阪和貨物線地区、大正地区においては、「大和川沿川整備協議会」で十分協議調整し整備を行う。」 高規格堤防整備の抜本的見直しにより、高規格堤防については、人命を守るということを最重視し、人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間として、堤防が決壊すれば十分な避難時間もなく海面下の土地が浸水する区間、堤防が決壊すれば建物密集地の建築物が2階まで浸水する区間及び堤防が決壊すれば破壊力のある氾濫水により沿川の建物密集地に被害が生じる区間を対象とし、今後整備する区間の具体の考え方が示された。大和川は本考えに基づき氾濫形態や地形等を考慮して、図4.20の区間を整備する。 なお、左岸側の阪神高速湾岸線橋梁付近～南海高野線橋梁付近で整備を進めている阪高大和川線地区は引き続き事業を継続し、右岸側の阪神高速湾岸線橋梁付近～南海高野線橋梁付近の区間については、関係機関と調整し整備を行う。 また、既に事業に着手もしくは調整が進捗している箇所については、事業の経緯や進捗状況を踏まえつつ、共同事業者にも配慮し、適切に対応する。 今後の高規格堤防の整備においては、まちづくり事業等と連携して実施することが効率的という高規格堤防の事業特性から、まちづくりを担う地方公共団体に対して共同事業としてのメリットが享受できる事業計画を策定する。また、事業実施手法や上部利用の緩和等の方策について検討するとともに、整備手法の見直しによるコストの縮減を図る。 なお、重点区間以外の区間においても、連続堤防としての機能を確保するため、まちづくり事業等と併せて早期の事業着手を目指し、合意の得られた地区から事業を実施する等—引き続き関係機関と十分調整する。整備にあたっては、河川改修により発生した残土や他事業からの発生土砂等を有効に活用し、コスト縮減を図る。」</p> <p>4.2.4 危機管理に関する事項 (7) 資機材等の充実 「洪水や地震等により堤防、護岸等の河川管理施設が被災した場合に備え、応急復旧に必要な異形ブロック等を備蓄するため、ストックヤードとなる防災拠点で大正地区(藤井寺市)及び錦綾地区(堺市)に整備する。」とともに、非常時の水防活動に利用する土砂を備蓄するための側帯の必要性を検討し、JR阪和貨物線跡地(大阪市)などにおいて整備する。また、照明車等を適切に配置する。」</p>